

## 第 5 号議案

### 博物館再登録について

博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）第 11 条の規定による博物館の再登録について、次のとおり提案します。

令和 8 年 2 月 13 日

広島県教育委員会教育長 篠 田 智 志

#### 1 提案の要旨

安芸高田市歴史民俗博物館、仙石庭園庭石ミュージアム及び東広島市立美術館を広島県教育委員会の博物館登録原簿に再登録する。

#### 2 提案の理由

令和 5 年 4 月 1 日に博物館法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 24 号）が施行され、博物館登録制度（登録要件及び審査手続等）の見直しが行われた。

これに伴い、法改正前に既に登録されている博物館が引き続き登録を受けようとする場合は、令和 10 年 3 月 31 日までに、法改正後の登録要件の審査を受ける必要があるため。

### 3 再登録事項

設置者の名称及び住所	博物館の名称及び所在地	登録番号
安芸高田市 安芸高田市吉田町吉田 791 番地	安芸高田市歴史民俗博物館 安芸高田市吉田町吉田 278 番地 1	第 26 号
公益財団法人仙石庭園 東広島市高屋町高屋堀 1589 番地 7	仙石庭園庭石ミュージアム 東広島市高屋町高屋堀 1589 番地 7	第 32 号
東広島市 東広島市西条栄町 8 番 29 号	東広島市立美術館 東広島市西条栄町 9 番 1 号	第 33 号

### 4 再登録理由

申請のあった3館について、書面審査及び実地調査を行った結果、博物館法及び博物館登録等に関する要綱（令和5年4月1日施行）に定める要件を備えていると認められるため。

### 5 再登録年月日

令和8年 月 日（議決の日）

## 6 根拠規定

### 博物館法

#### (登録)

第 11 条 博物館を設置しようとする者は、当該博物館について、当該博物館の所在する都道府県の教育委員会（略）の登録を受けるものとする。

#### (登録の審査)

第 13 条 都道府県の教育委員会は、登録の申請に係る博物館が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該博物館の登録をしなければならない。

一 当該申請に係る博物館の設置者が次のイ又はロに掲げる法人のいずれかに該当すること。

イ 地方公共団体又は地方独立行政法人

ロ 次に掲げる要件のいずれにも該当する法人（略）

（1）-（3）（略）

二 - 六 （略）

2 （略）

3 都道府県の教育委員会は、登録を行うときは、あらかじめ、博物館に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

#### (登録の実施等)

第 14 条 登録は、都道府県の教育委員会が、次に掲げる事項を博物館登録原簿に記載してするものとする。

一 第 12 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる事項

二 登録の年月日

2 都道府県の教育委員会は、登録したときは、遅滞なく、その旨を当該登録の申請をした者に通知するとともに、前項各号に掲げる事項をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

附 則（令和 4 年法律第 24 号）

#### (経過措置)

第 2 条 （略）

2・3 （略）

4 この法律の施行の際現に旧博物館法第 10 条の登録を受けている又は施行日以後に前項の規定によりなお従前の例によることとされる同条の登録を受ける博物館は、施行日から起算して 5 年を経過する日までの間は、新博物館法第 11 条の登録を受けたものとみなす。（略）

5・6 （略）

## 博物館登録審査表（安芸高田市歴史民俗博物館）

登録の審査	審査の方法	適否
博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）	書面審査を実施するとともに、学識経験者（広島県立歴史博物館学芸課長（学芸員資格有））及び生涯学習課職員が実地調査を行い、現地で確認	
第 13 条 都道府県の教育委員会は、登録の申請に係る博物館が次の各号のいずれにも該当すると認めるとときは、当該博物館の登録をしなければならない。 一 当該申請に係る博物館の設置者が次のイ又はロに掲げる法人のいずれかに該当すること。 イ 地方公共団体又は地方独立行政法人 ロ 次に掲げる要件のいずれにも該当する法人（略） (1) 博物館を運営するために必要な経済的基礎を有すること。 (2) 当該申請に係る博物館の運営を担当する役員が博物館を運営するために必要な知識又は経験を有すること。 (3) 当該申請に係る博物館の運営を担当する役員が社会的信望を有すること。 二 当該申請に係る博物館の設置者が、第 19 条第 1 項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から 2 年を経過しない者でないこと。 三 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を行う体制が、第 3 条第 1 項各号に掲げる事業を行うために必要なものとして都道府県の教育委員会の定める基準（広島県教育委員会においては博物館登録等に関する要綱（令和 5 年 4 月 1 日施行）の 1 に定める基準をいう。以下同じ。）に適合するものであること。 <b>博物館登録等に関する要綱</b> 1 (1) 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を行う体制	安芸高田市歴史民俗博物館設置及び管理条例	適
ア 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究の実施に関する基本的運営方針を策定し当該方針を公表するとともに、当該方針に基づき、相当の公益性をもって博物館を運営する体制を整備していること。 イ アの基本的運営方針に基づく博物館資料の収集及び管理の方針を定め、当該方針に基づき、博物館資料を体系的に収集する体制を整備していること。 ウ イに規定する博物館資料の収集及び管理の方針に基づき、所蔵する博物館資料の目録を作成し、当該博物館資料を適切に管理し、及び活用する体制を整備していること。 エ 一般公衆に対して、所蔵する博物館資料の展示を行い、又は特定の主題に基づき、所蔵する博物館資料若しくは借用した博物館資料による展示を行う体制を整備していること。 オ 単独で又は他の博物館若しくは法第 3 条第 1 項第 12 号に掲げる学術若しくは文化に関する諸施設と共同で、博物館資料に関する調査研究を行い、その成果を活用する体制を整備していること。 カ 博物館資料を用いた学習機会の提供、利用者に対する博物館資料の説明その他の教育活動を行う体制を整備していること。 キ 法第 7 条に規定する研修その他の研修に職員が参加する機会が確保されていること。	これまで博物館の登録の取消しは行われていない。	適
	基本的運営方針を示した書類及び当該方針の公表方法が分かる書類 博物館資料の収集及び管理の方針を示した書類 博物館資料の目録 蔵書の目録 展示、調査研究、学習機会の提供等に関する申請年度の事業計画及び前年度の実績を示す書類 博物館の事業に関する申請年度の収支計画及び前年度の実績を示す書類 職員への研修に関する申請年度の実施計画及び前年度の実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収蔵資料 歴史資料（約 3,000）、考古資料（約 300）、民俗資料（約 9,500）、美術資料（約 400）の合計約 13,200 点である。</li> <li>・展示内容 常設展及び企画展（令和 6 年度計 3 回、令和 7 年度計 2 回）を開催している。</li> <li>・調査研究 共同研究等の実績がある。</li> <li>・学習機会 学校受入、現地見学会及び講座等を開催している。</li> <li>・職員研修 他団体主催研修等への職員参加の実績がある。</li> </ul>

登録の審査	審査の方法	適否
博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）	書面審査を実施するとともに、学識経験者（広島県立歴史博物館 学芸課長（学芸員資格有））及び生涯学習課職員が実地調査を行い、現地で確認	
<p>四 学芸員その他の職員の配置が、第 3 条第 1 項各号に掲げる事業を行うために必要なものとして都道府県の教育委員会の定める基準に適合するものであること。</p> <p><u>博物館登録等に関する要綱</u></p> <p>1 (2) 学芸員その他の職員の配置</p> <p>ア (1) アの基本的運営方針に基づいて博物館の管理運営を行うことができる館長が置かれていること。</p> <p>イ 学芸員が置かれていること。</p> <p>ウ (1) アの基本的運営方針に基づく博物館の運営に必要な職員が置かれていること。</p>		
<p>五 施設及び設備が、第 3 条第 1 項各号に掲げる事業を行うために必要なものとして都道府県の教育委員会の定める基準に適合するものであること。</p> <p><u>博物館登録等に関する要綱</u></p> <p>1 (3) 施設及び設備</p> <p>ア 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を安定的かつ継続的に行うことができる施設及び設備が整備されていること。</p> <p>イ 防災及び防犯のために必要な施設及び設備を有していること。</p> <p>ウ 博物館の規模及び展示内容に応じ、利用者の安全及び利便性の確保のために必要な配慮がなされていること。</p> <p>エ 高齢者、障害者、妊娠中の者、日本語を理解できない者その他博物館の利用に困難を有する者が博物館を円滑に利用するための配慮がなされていること。</p> <p>六 1 年を通じて 150 日以上開館すること。</p>	<p>館長の氏名、職務内容及び経歴を示す書類</p> <p>学芸員の氏名、資格、職務内容及び経歴を示す書類</p> <p>その他の職員の名簿及び職務分担を示す書類</p> <p>組織図等の博物館運営を行う組織の態様を示す書類</p> <p>施設の概要及びパンフレット等</p> <p>博物館の事業に用いる建物及び土地の図面及び面積を示した書類</p> <p>博物館の事業に用いる建物及び土地の所有者が分かる書類</p> <p>博物館の事業に用いる建物及び土地の所有者が設置者でない場合は、設置者が当該建物及び土地を使用することができる権利を有していることが分かる書類</p> <p>防災及び防犯の観点から対応している事項を示す書類</p> <p>多様な利用者に対する配慮の観点から対応している事項を示す書類</p> <p>令和 5 年度開館日数 308 日</p> <p>令和 6 年度開館日数 308 日</p>	<p>・組織体制 館長 1 人 副館長 1 人 学芸員 1 人 事務職員等 3 人</p> <p>・延床面積 <math>1,547 \text{ m}^2</math></p> <p>・防災設備等 火災報知設備等 職員訓練実施等</p> <p>・バリアフリー対応 スロープ 車椅子対応駐車場 車椅子対応トイレ等</p>

# 博物館登録審査表（仙石庭園庭石ミュージアム）

登録の審査	審査の方法	適否
博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）	書面審査を実施するとともに、学識経験者（広島県立歴史博物館学芸課長（学芸員資格有））及び生涯学習課職員が実地調査を行い、現地で確認	
<p>第 13 条 都道府県の教育委員会は、登録の申請に係る博物館が次の各号のいずれにも該当すると認めるとときは、当該博物館の登録をしなければならない。</p> <p>一 当該申請に係る博物館の設置者が次のイ又はロに掲げる法人のいずれかに該当すること。</p> <p>イ 地方公共団体又は地方独立行政法人 ロ 次に掲げる要件のいずれにも該当する法人（略）</p> <p>(1) 博物館を運営するために必要な経済的基礎を有すること。</p> <p>(2) 当該申請に係る博物館の運営を担当する役員が博物館を運営するために必要な知識又は経験を有すること。</p> <p>(3) 当該申請に係る博物館の運営を担当する役員が社会的信望を有すること。</p> <p>二 当該申請に係る博物館の設置者が、第 19 条第 1 項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から 2 年を経過しない者でないこと。</p> <p>三 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を行う体制が、第 3 条第 1 項各号に掲げる事業を行うために必要なものとして都道府県の教育委員会の定める基準（広島県教育委員会においては博物館登録等に関する要綱（令和 5 年 4 月 1 日施行）の 1 に定める基準をいう。以下同じ。）に適合するものであること。 <b>博物館登録等に関する要綱</b></p> <p>1 (1) 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を行う体制</p> <p>ア 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究の実施に関する基本的運営方針を策定し当該方針を公表するとともに、当該方針に基づき、相当の公益性をもって博物館を運営する体制を整備していること。</p> <p>イ アの基本的運営方針に基づく博物館資料の収集及び管理の方針を定め、当該方針に基づき、博物館資料を体系的に収集する体制を整備していること。</p> <p>ウ イに規定する博物館資料の収集及び管理の方針に基づき、所蔵する博物館資料の目録を作成し、当該博物館資料を適切に管理し、及び活用する体制を整備していること。</p> <p>エ 一般公衆に対して、所蔵する博物館資料の展示を行い、又は特定の主題に基づき、所蔵する博物館資料若しくは借用した博物館資料による展示を行う体制を整備していること。</p> <p>オ 単独で又は他の博物館若しくは法第 3 条第 1 項第 12 号に掲げる学術若しくは文化に関する諸施設と共同で、博物館資料に関する調査研究を行い、その成果を活用する体制を整備していること。</p> <p>カ 博物館資料を用いた学習機会の提供、利用者に対する博物館資料の説明その他の教育活動を行う体制を整備していること。</p> <p>キ 法第 7 条に規定する研修その他の研修に職員が参加する機会が確保されていること。</p>	<p>設置者の法人登記事項証明書</p> <p>設置者が民事再生法による再生手続又は会社更生法による更生手続開始の決定を受けていないことを宣誓する書類</p> <p>博物館の運営を担当する役員の経歴を示す書類</p> <p>設置者が、自ら反社会的勢力に該当せず、及び反社会的勢力との関係がないこと等を宣誓する書類</p> <p>設置者が税金を滞納していないことを宣誓する書類</p> <p>これまで博物館の登録の取消しは行われていない。</p>	適
<p>博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を行う体制が、第 3 条第 1 項各号に掲げる事業を行うために必要なものとして都道府県の教育委員会の定める基準（広島県教育委員会においては博物館登録等に関する要綱（令和 5 年 4 月 1 日施行）の 1 に定める基準をいう。以下同じ。）に適合するものであること。 <b>博物館登録等に関する要綱</b></p> <p>1 (1) 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を行う体制</p> <p>ア 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究の実施に関する基本的運営方針を策定し当該方針を公表するとともに、当該方針に基づき、相当の公益性をもって博物館を運営する体制を整備していること。</p> <p>イ アの基本的運営方針に基づく博物館資料の収集及び管理の方針を定め、当該方針に基づき、博物館資料を体系的に収集する体制を整備していること。</p> <p>ウ イに規定する博物館資料の収集及び管理の方針に基づき、所蔵する博物館資料の目録を作成し、当該博物館資料を適切に管理し、及び活用する体制を整備していること。</p> <p>エ 一般公衆に対して、所蔵する博物館資料の展示を行い、又は特定の主題に基づき、所蔵する博物館資料若しくは借用した博物館資料による展示を行う体制を整備していること。</p> <p>オ 単独で又は他の博物館若しくは法第 3 条第 1 項第 12 号に掲げる学術若しくは文化に関する諸施設と共同で、博物館資料に関する調査研究を行い、その成果を活用する体制を整備していること。</p> <p>カ 博物館資料を用いた学習機会の提供、利用者に対する博物館資料の説明その他の教育活動を行う体制を整備していること。</p> <p>キ 法第 7 条に規定する研修その他の研修に職員が参加する機会が確保されていること。</p>	<p>基本的運営方針を示した書類及び当該方針の公表方法が分かる書類</p> <p>博物館資料の収集及び管理の方針を示した書類</p> <p>博物館資料の目録</p> <p>蔵書の目録</p> <p>展示、調査研究、学習機会の提供等に関する申請年度の事業計画及び前年度の実績を示す書類</p> <p>博物館の事業に関する申請年度の収支計画及び前年度の実績を示す書類</p> <p>職員への研修に関する申請年度の実施計画及び前年度の実績</p> <p>・収蔵資料 屋外：銘石（736）である。 屋内：岩石・鉱物・化石（530）、地質図類（掛け軸 11）、ろう石類（6）、高橋秀夫氏コレクション（98）の合計 645 点である。</p> <p>・展示内容 常設展及びコレクション展（令和 7 年度計 3 回）を開催している。</p> <p>・調査研究 他館との調査研究連携等の実績がある。</p> <p>・学習機会 子供向け講座及び出張講演等を開催している。</p> <p>・職員研修 研修を開催し、職員参加の実績がある。</p>	適

登録の審査	審査の方法	適否	
博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）	書面審査を実施するとともに、学識経験者（広島県立歴史博物館 学芸課長（学芸員資格有））及び生涯学習課職員が実地調査を行い、現地で確認		
四 学芸員その他の職員の配置が、第 3 条第 1 項各号に掲げる事業を行うために必要なものとして都道府県の教育委員会の定める基準に適合するものであること。 <u>博物館登録等に関する要綱</u> 1 (2) 学芸員その他の職員の配置 ア (1) アの基本的運営方針に基づいて博物館の管理運営を行うことができる館長が置かれていること。 イ 学芸員が置かれていること。 ウ (1) アの基本的運営方針に基づく博物館の運営に必要な職員が置かれていること。		適	
五 施設及び設備が、第 3 条第 1 項各号に掲げる事業を行うために必要なものとして都道府県の教育委員会の定める基準に適合するものであること。 <u>博物館登録等に関する要綱</u> 1 (3) 施設及び設備 ア 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を安定的かつ継続的に行うことができる施設及び設備が整備されていること。  イ 防災及び防犯のために必要な施設及び設備を有していること。 ウ 博物館の規模及び展示内容に応じ、利用者の安全及び利便性の確保のために必要な配慮がなされていること。 エ 高齢者、障害者、妊娠中の者、日本語を理解できない者その他博物館の利用に困難を有する者が博物館を円滑に利用するための配慮がなされていること。	館長の氏名、職務内容及び経歴を示す書類 学芸員の氏名、資格、職務内容及び経歴を示す書類 その他の職員の名簿及び職務分担を示す書類 組織図等の博物館運営を行う組織の態様を示す書類	・組織体制 館長 1 人 副館長 1 人 学芸員 1 人 事務職員等 4 人	適
六 1 年を通じて 150 日以上開館すること。	令和 5 年度開館日数 361 日 令和 6 年度開館日数 361 日	適	

## 博物館登録審査表（東広島市立美術館）

登録の審査	審査の方法	適否
博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）	書面審査を実施するとともに、学識経験者（広島県立歴史博物館学芸課長（学芸員資格有））及び生涯学習課職員が実地調査を行い、現地で確認	
第 13 条 都道府県の教育委員会は、登録の申請に係る博物館が次の各号のいずれにも該当すると認めるとときは、当該博物館の登録をしなければならない。 一 当該申請に係る博物館の設置者が次のイ又はロに掲げる法人のいずれかに該当すること。 イ 地方公共団体又は地方独立行政法人 ロ 次に掲げる要件のいずれにも該当する法人（略） (1) 博物館を運営するために必要な経済的基礎を有すること。 (2) 当該申請に係る博物館の運営を担当する役員が博物館を運営するために必要な知識又は経験を有すること。 (3) 当該申請に係る博物館の運営を担当する役員が社会的信望を有すること。 二 当該申請に係る博物館の設置者が、第 19 条第 1 項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から 2 年を経過しない者でないこと。 三 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を行う体制が、第 3 条第 1 項各号に掲げる事業を行うために必要なものとして都道府県の教育委員会の定める基準（広島県教育委員会においては博物館登録等に関する要綱（令和 5 年 4 月 1 日施行）の 1 に定める基準をいう。以下同じ。）に適合するものであること。 <u>博物館登録等に関する要綱</u> 1 (1) 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を行う体制	東広島市立美術館の設置及び管理に関する条例	適
ア 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究の実施に関する基本的運営方針を策定し当該方針を公表するとともに、当該方針に基づき、相当の公益性をもって博物館を運営する体制を整備していること。 イ アの基本的運営方針に基づく博物館資料の収集及び管理の方針を定め、当該方針に基づき、博物館資料を体系的に収集する体制を整備していること。 ウ イに規定する博物館資料の収集及び管理の方針に基づき、所蔵する博物館資料の目録を作成し、当該博物館資料を適切に管理し、及び活用する体制を整備していること。 エ 一般公衆に対して、所蔵する博物館資料の展示を行い、又は特定の主題に基づき、所蔵する博物館資料若しくは借用した博物館資料による展示を行う体制を整備していること。 オ 単独で又は他の博物館若しくは法第 3 条第 1 項第 12 号に掲げる学術若しくは文化に関する諸施設と共同で、博物館資料に関する調査研究を行い、その成果を活用する体制を整備していること。 カ 博物館資料を用いた学習機会の提供、利用者に対する博物館資料の説明その他の教育活動を行う体制を整備していること。 キ 法第 7 条に規定する研修その他の研修に職員が参加する機会が確保されていること。	これまで博物館の登録の取消しは行われていない。	適

登録の審査	審査の方法	適否
博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）	書面審査を実施するとともに、学識経験者（広島県立歴史博物館 学芸課長（学芸員資格有））及び生涯学習課職員が実地調査を行い、現地で確認	
<p>四 学芸員その他の職員の配置が、第 3 条第 1 項各号に掲げる事業を行うために必要なものとして都道府県の教育委員会の定める基準に適合するものであること。</p> <p><b>博物館登録等に関する要綱</b></p> <p>1 (2) 学芸員その他の職員の配置</p> <p>ア (1) アの基本的運営方針に基づいて博物館の管理運営を行うことができる館長が置かれていること。</p> <p>イ 学芸員が置かれていること。</p> <p>ウ (1) アの基本的運営方針に基づく博物館の運営に必要な職員が置かれていること。</p>	<p>館長の氏名、職務内容及び経歴を示す書類</p> <p>学芸員の氏名、資格、職務内容及び経歴を示す書類</p> <p>その他の職員の名簿及び職務分担を示す書類</p> <p>組織図等の博物館運営を行う組織の態様を示す書類</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>組織体制 館長 1 人 学芸員 3 人 事務職員等 7 人</li> </ul>
<p>五 施設及び設備が、第 3 条第 1 項各号に掲げる事業を行うために必要なものとして都道府県の教育委員会の定める基準に適合するものであること。</p> <p><b>博物館登録等に関する要綱</b></p> <p>1 (3) 施設及び設備</p> <p>ア 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を安定的かつ継続的に行うことができる施設及び設備が整備されていること。</p> <p>イ 防災及び防犯のために必要な施設及び設備を有していること。</p> <p>ウ 博物館の規模及び展示内容に応じ、利用者の安全及び利便性の確保のために必要な配慮がなされていること。</p> <p>エ 高齢者、障害者、妊娠中の者、日本語を理解できない者その他博物館の利用に困難を有する者が博物館を円滑に利用するための配慮がなされていること。</p> <p>六 1 年を通じて 150 日以上開館すること。</p>	<p>施設の概要及びパンフレット等</p> <p>博物館の事業に用いる建物及び土地の図面及び面積を示した書類</p> <p>博物館の事業に用いる建物及び土地の所有者が分かる書類</p> <p>博物館の事業に用いる建物及び土地の所有者が設置者でない場合は、設置者が当該建物及び土地を使用することができる権利を有していることが分かる書類</p> <p>防災及び防犯の観点から対応している事項を示す書類</p> <p>多様な利用者に対する配慮の観点から対応している事項を示す書類</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>延床面積 <math>3,947 \text{ m}^2</math></li> <li>防災設備等 火災報知設備等 職員訓練実施等</li> <li>バリアフリー対応 スロープ 車椅子対応駐車場 車椅子対応トイレ等</li> </ul>
	<p>令和 5 年度開館日数 308 日</p> <p>令和 6 年度開館日数 305 日</p>	適

## 館の概要

名 称	安芸高田市歴史民俗博物館
所 在 地	安芸高田市吉田町吉田278番地1
設 置 者	安芸高田市 (安芸高田市吉田町吉田791番地)
目 的	安芸高田市の文化財を保存し、その活用を図り、文化財に関する市民の知識及び文化的な教養の向上に資するため。
沿 革	昭和46年5月 吉田郷土資料館として開館 平成 2年3月 吉田町歴史民俗資料館として新築移転開館 平成16年3月 安芸高田市吉田歴史民俗資料館に名称変更 平成17年9月 博物館登録(旧制度) 平成22年4月 安芸高田市歴史民俗博物館に名称変更
施設規模	延床面積:1,547m <sup>2</sup>
組織体制	館長 1人 副館長 1人 学芸員 1人 事務職員等 3人
収蔵資料	歴史資料(約3,000)、考古資料(約300)、民俗資料(約9,500)、美術資料(約400) 合計約13,200点
展示内容	常設展及び企画展(令和6年度は計3回、令和7年度は計2回開催)
入 館 料	一般(15歳以上) 500円
入館者数	10,532人(令和6年度)
開館時間	9:00 ~ 17:00
休 館 日	毎週火曜日(休日の場合を除く。)、休日の翌日(土日を除く。)、年末年始
開館日数	308日(令和6年度)

## 館の概要

名 称	仙石庭園庭石ミュージアム
所 在 地	東広島市高屋町高屋堀1589番地7
設 置 者	公益財団法人仙石庭園 (東広島市高屋町高屋堀1589番地7)
目 的	仙石庭園を広く一般に公開し、日本の庭石文化に触れることで自然の景観や環境の大切さを学習し、日本古来の庭石文化振興等の発展に寄与するため。
沿 革	平成17年 庭園の一般公開を開始 令和 2年12月 仙石庭園銘石ミュージアムとして博物館登録(旧制度) 令和 5年 5月 仙石庭園庭石ミュージアムに名称変更
施設規模	屋外 土地面積:30,154m <sup>2</sup> 屋内 延床面積: 252m <sup>2</sup>
組織体制	館長 1人 副館長 1人 学芸員 1人 事務職員等 4人
収蔵資料	屋外 銘石(736点) 屋内 岩石・鉱物・化石(530点)、地質図類(掛け軸11点)、ろう石類(6点)、 高橋秀夫氏コレクション(98点) 合計645点
展示内容	常設展及びコレクション展(令和7年度は計3回開催)
入 館 料	一般 1,000円(800円) 中学生・小学生 300円(150円) 年間通用券 3,000円 ( )内は団体料金)
入館者数	9,477人(令和6年度)
開館時間	9:00～17:00
休 館 日	12月29日～1月1日
開館日数	361日(令和6年度)

## 館の概要

名 称	東広島市立美術館
所 在 地	東広島市西条栄町9番1号
設 置 者	東広島市 (東広島市西条栄町8番29号)
目 的	市民の美術品を鑑賞する機会の拡大及び市民の美術に関する創造的な活動の支援を図ることにより文化の発展に寄与するため。
沿 革	昭和53年 4月 大久保博氏が美術館を建設し、東広島市に寄贈 昭和54年 6月 東広島市立美術館開館 令和 2年11月 新築移転開館 令和 5年 1月 博物館登録(旧制度)
施設規模	延床面積:3,947m <sup>2</sup>
組織体制	館長 1人 学芸員 3人 事務職員等 7人
収蔵資料	日本画(約300)、西洋画(約3,000)、彫塑(約50)、西洋陶磁器(約100)、その他(50) 合計約3,500点
展示内容	コレクション展及び特別展(令和6年度は計9回、令和7年度は計7回開催)
入 館 料	一般 300円(240円) 大学生 200円(160円) (( ))内は団体料金
入館者数	40,348人(令和6年度)
開館時間	9:00 ~ 17:00(入館は16:30まで)
休 館 日	毎週月曜日(休日の場合はその翌日)、年末年始
開館日数	305日(令和6年度)

## 登録博物館一覧

令和8年2月13日現在

設置者	名称	所在地	備考	
1 宗教法人厳島神社	厳島神社宝物館	廿日市市宮島町1番地1	昭和27年9月20日登録	
2 宗教法人耕三寺	耕三寺博物館	尾道市瀬戸田町瀬戸田553番地の2	昭和27年9月20日登録	
3 福山市	福山市立福山城博物館	福山市丸の内一丁目8	昭和42年9月28日登録	
4 広島県	広島県立美術館	広島市中区上幟町2番22号	昭和43年4月1日登録	令和6年3月22日再登録
5 尾道市	尾道市立美術館	尾道市西土堂町17番19号	昭和55年2月28日登録	
6 宗教法人平等大慧会	海の見える杜美術館	廿日市市大野亀ヶ岡10700番地	昭和58年3月17日登録	令和7年3月14日再登録
7 呉市	吳市立美術館	吳市幸町4番9号入船山公園内	昭和58年7月22日登録	令和7年3月14日再登録
8 広島県	広島県立歴史博物館	福山市西町2丁目4番1号	平成3年2月8日登録	令和6年3月22日再登録
9 (公財)しぶや美術館	しぶや美術館	福山市本町8番27号	平成6年2月17日登録	
10 (公財)能宗文化財団	福山自動車時計博物館	福山市北吉津町三丁目1番22号	平成6年5月13日登録	
11 広島県	広島県立歴史民俗資料館	三次市小田幸町122番地	平成7年2月24日登録	令和6年3月22日再登録
12 (公財)ウッドワン美術館	公益財団法人ウッドワン美術館	廿日市市吉和4278番地	平成9年9月12日登録	令和7年3月14日再登録
13 尾道市	平山郁夫美術館	尾道市瀬戸田町沢200番地2	平成10年10月15日登録	
14 福山市	ふくやま美術館	福山市西町2丁目4番3号	平成11年3月12日登録	
15 福山市	福山市しんいち歴史民俗博物館	福山市新市町新市916番地	平成11年5月14日登録	
16 庄原市	庄原市立比和自然科学博物館	庄原市比和町比和1119番地1	平成17年1月14日登録	
17 安芸高田市	安芸高田市歴史民俗博物館	安芸高田市吉田町吉田278番地1	平成17年9月9日登録	令和8年2月 日再登録
18 庄原市	庄原市帝釈峠博物展示施設時悠館	庄原市東城町帝釈未渡1909番地	平成17年9月9日登録	
19 広島県	賴山陽史跡資料館(広島県立歴史博物館分館)	広島市中区袋町5番15号	平成31年1月31日登録	令和6年3月22日再登録
20 (公財)仙石庭園	仙石庭園石ミュージアム	東広島市高屋町高屋堀1589番地7	令和2年12月23日登録	令和8年2月 日再登録
21 東広島市	東広島市立美術館	東広島市西条栄町9番1号	令和5年1月13日登録	令和8年2月 日再登録
22 (一財)下瀬美術館	下瀬美術館	広島県大竹市晴海2丁目10番50号	令和5年7月14日登録	(法改正後の新登録)
23 熊野町	筆の里工房	安芸郡熊野町中溝五丁目17番1号	令和5年10月13日登録	(法改正後の新登録) (平成27年1月30日-指定施設)

## 指定施設一覧

令和8年2月13日現在

設置者	名称	所在地	備考	
1 廿日市市	宮島水族館	廿日市市宮島町10番3	昭和35年3月28日指定	
2 福山市	福山市立動物園	福山市芦田町大字福田276番地の1	平成23年12月5日指定	
3 (公財)みやうち芸術文化振興財団	アートギャラリーミヤウチ	廿日市市宮内4347番地2	令和2年7月10日指定	令和7年3月14日確認

博物館法施行規則の一部を改正する省令(令和5年文部科学省令第2号)附則第2条第4項に規定する、博物館法施行規則第24条第1項の要件を備えている旨の確認

## (参考)国又は広島市が所管する登録博物館及び指定施設一覧

令和8年2月13日現在

登録博物館の設置者	登録博物館の名称	登録博物館の所在地	備考	
1 (公財)ひろしま美術館	ひろしま美術館	広島市中区基町3番2号	昭和53年10月4日登録	令和8年1月9日再登録
2 広島市	広島市こども文化科学館	広島市中区基町5番83号	昭和55年5月13日登録	令和7年1月28日再登録
3 広島市	広島市郷土資料館	広島市南区宇品御幸二丁目6番20号	昭和61年2月18日登録	令和7年1月28日再登録
4 広島市	広島市交通科学館	広島市安佐南区長楽寺二丁目12番2号	平成7年2月24日登録	令和7年1月28日再登録
5 (公財)泉美術館	泉美術館	広島市西区商工センター二丁目3番1号	平成9年10月23日登録	令和8年1月9日再登録
6 広島市	広島市江波山気象館	広島市中区江波南一丁目40番1号	平成19年6月8日登録	令和8年1月9日再登録

指定施設の設置者	指定施設の名称	指定施設の所在地	備考	
1 広島市	広島市安佐動物公園	広島市安佐北区安佐町動物園	昭和47年4月10日指定	
2 国立大学法人広島大学	広島大学総合博物館	東広島市鏡山1丁目1番1号	平成30年2月14日指定	
3 広島市	広島城	広島市中区基町21番1号	令和3年11月24日指定	
4 広島市	広島市現代美術館	広島市南区比治山公園1番1号	令和3年11月24日指定	
5 公立大学法人広島市立大学	広島市立大学芸術資料館	広島市安佐南区大塚東三丁目4番1号	令和4年11月11日指定	

## 令和5年4月 博物館法改正のポイント

【旧制度】 ~R5.3.31	【新制度】 R5.4.1 ~
<p><b>【登録博物館】</b></p> <p>対象：地方公共団体 一般社団法人もしくは一般財団法人 宗教法人等政令で定める者</p> <p>審査：外形的な基準に基づき審査 法律上の目的を達成するために必要な博物館資料があること 学芸員その他の職員を有すること 建物及び土地があること 一年を通じて 150 日以上開館すること</p>	<p>学校法人、株式会社、社会福祉法人等は対象外</p> <p>対象：設置者による要件を撤廃 <b>(国・独法以外の設置者はすべて対象に)</b></p> <p>審査：活動内容の質等について実質的に審査  <ul style="list-style-type: none"> <li>・設置者の経済的基礎・社会的信望</li> <li>・資料の収集・保管・展示、調査研究の体制</li> <li>・学芸員等の職員の配置</li> <li>・事業を行うにふさわしい施設や設備</li> <li>・一年を通じて 150 日以上開館すること</li> </ul> <b>( は、省令を参照し各都道府県が基準を設定 )</b> </p>
<p><b>【博物館相当施設】</b></p> <p>審査：外形的な基準に基づき審査</p> <p>対象：設置者による限定なし</p>	<p><b>【指定施設】</b></p> <p>審査：登録博物館の審査基準を踏まえ規定</p> <p>対象：設置者による限定なし</p>

## 改正博物館法の見直し内容

	【登録博物館】	【指定施設】
登録要件 (設置主体)	<p>都道府県教委又は指定都市教委の登録審査を受けた館</p> <p>地方公共団体 一般（公益）社団・財団法人、宗教法人 等</p> <p>+ 地方独立行政法人や会社等の民間の法人に対象を拡大</p> <p style="background-color: red; color: white; text-align: center;"><b>設置主体の多様化への対応</b></p>	<p>国・都道府県教委・指定都市教委が、登録館に類する事業を行う施設として指定した館</p> <p>制限なし</p> <p>引き続き制限なし</p>
登録要件 (その他)	<p>館長・学芸員の必置 年間 150 日以上の開館 等</p> <p>+ 博物館としての活動も考慮</p> <p style="background-color: red; color: white; text-align: center;"><b>博物館運営の改善・向上への寄与</b></p>	<p>学芸員相当職員の必置 年間 100 日以上の開館 等</p> <p style="color: red;">登録要件の改正踏まえ検討 (省令・教育委員会規程での規定)</p>
メリット	<p>固定資産税や事業所税等の非課税措置等の税制上の優遇が適用 特別交付税の申請が可能 登録美術品制度に基づく美術品の公開が可能 美術品補償制度の利用が可能 希少野生動物種の個体の譲渡し等が可能</p>	<p>(措置無し) (措置無し)</p> <p>登録美術品制度に基づく美術品の公開が可能 美術品補償制度の利用が可能 希少野生動物種の個体の譲渡し等が可能</p>

## 安芸高田市の歴史

安芸高田市域は、古代には安芸国内の高田郡と高宮郡の2郡に分かれていましたが、中世以降には高田郡に統合されました。

中世には郡内の荘園・国衙領の地頭として、東国の武士が各地に入部しました。戦国時代には毛利氏や宍戸氏、高橋氏などの国人領主が割拠しましたが、その中で毛利氏は郡山城を本拠に台頭し、元就の時には中国地方一円に勢力を拡大する戦国大名となりました。

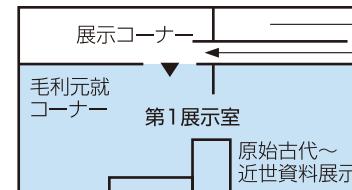
毛利氏の周防・長門移封後、江戸時代の高田郡には最大61ヶ村があり、広島と出雲・石見を結ぶ街道には各地に宿場町や市町がつくられました。

明治時代以降は幾度も統廃合が行われ、昭和48年からは現在の市域である高田郡6町となりました。

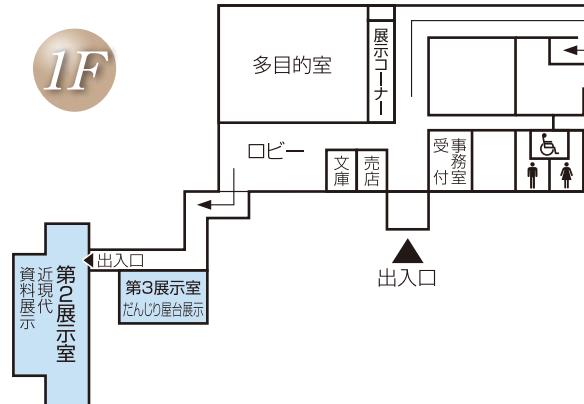
そして、更なる市町村合併の機運が高まり、平成16(2004)年3月1日に6町の合併により、広島県で14番目の市である「安芸高田市」が誕生しました。

## 館内のご案内

2F



1F



## 博物館の活動

安芸高田市歴史民俗博物館は、安芸高田市に関する歴史・民俗資料の収集や保存を行っています。また、これらの調査と研究を継続的に進めその成果を展示等に生かしています。

さらに、市の歴史や文化財に関する理解を深めるための講座やイベント等も実施しています。

### ご利用案内

- ◆開館時間◆ 午前9時～午後5時
- ◆休館日◆ 火曜日(祝休日の場合は開館)  
祝休日の翌日(土日の場合は開館)  
12月29日～1月3日
- ◆入館料◆  
(20名以上の団体)  
大人 300円(200円)  
小・中学生 150円(100円)  
<特別展は別途料金>
- ◆駐車場◆  
(無料)  
普通車 15台 バス 3台
- ◆アクセス◆  
バス 広島バスセンターから吉田出張所行き  
(約1時間40分)安芸高田市役所前下車徒歩5分  
JR 芸備線向原駅からタクシー15分  
自動車 中国道高田インターから15分



### 【表紙のロゴマークについて】

令和5年(2023)に、毛利元就が家督を相続し、郡山城に入城して500年を迎えることを記念して作成されました。



当館ホームページ

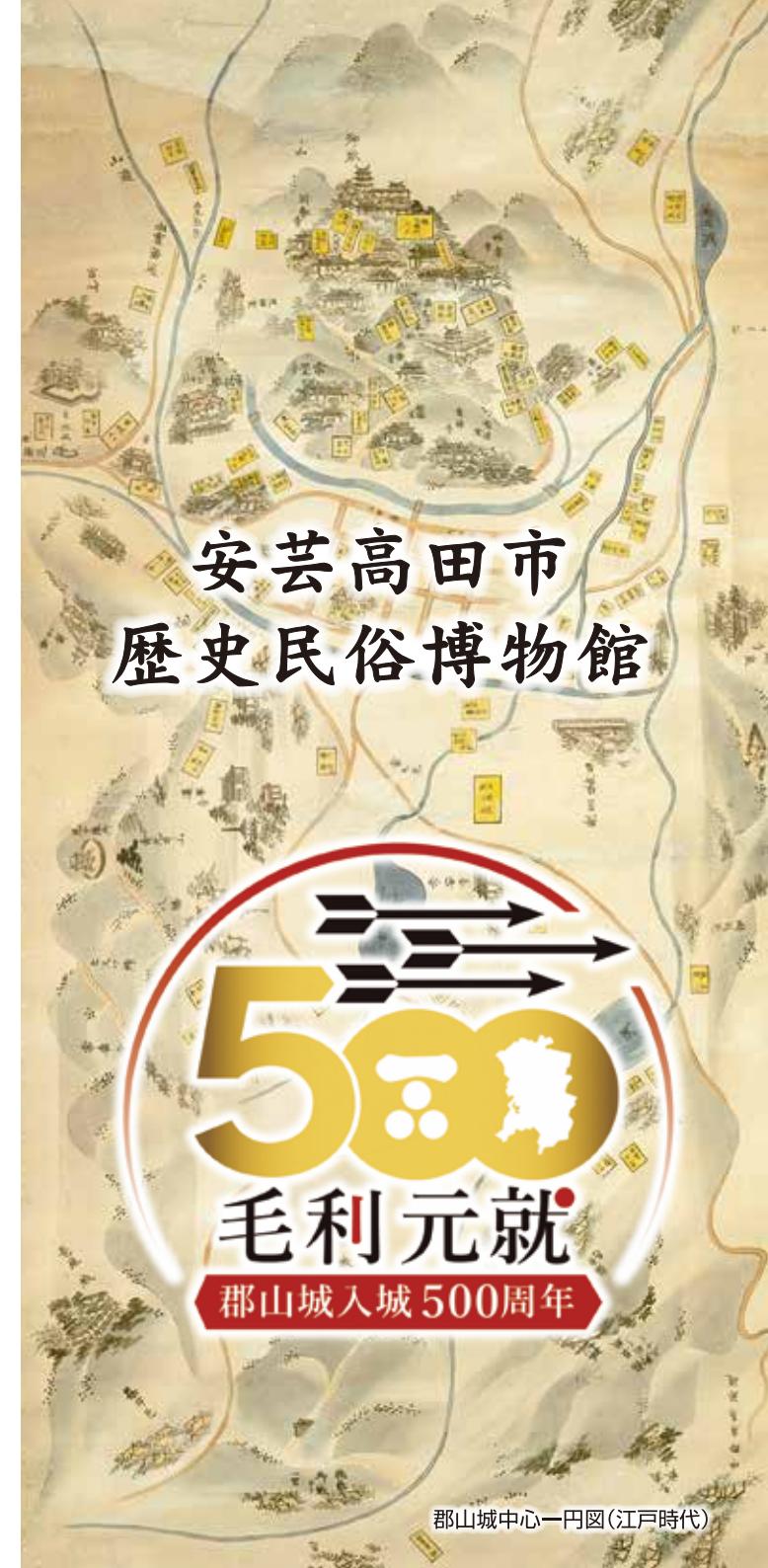


文化財動画紹介  
「おうちミュージアム」

安芸高田市歴史民俗博物館 検索

## 安芸高田市歴史民俗博物館

〒731-0501 広島県安芸高田市吉田町吉田278番地の1  
TEL/FAX 0826-42-0070



郡山城中心一円図(江戸時代)

# 常設展示

## 第1展示室

安芸高田市の原始から近世までの歴史を振り返り、特徴的な資料を展示しています。

特に中世は戦国期を核とし、古文書、社寺への奉納品や出土遺物などを中心に展示しています。また、市内に所在する城跡などの史跡をとおして、毛利氏を中心にめまぐるしく変化した安芸高田の歴史を紹介しています。



郡山城復元模型



県重文 千間塚古墳出土亀形須恵器  
7世紀（個人蔵）



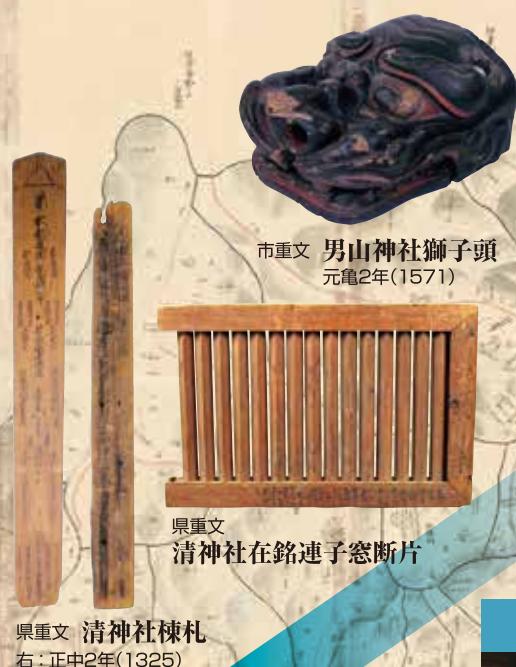
明官地廃寺跡出土文字瓦  
8世紀（広島県教育委員会蔵）



甲立古墳出土家形埴輪 4世紀末

原始  
古代

中世



近代



市重文 毛利元就画像  
江戸時代（個人蔵）



近世コーナー

近世



毛利元就(1497-1571)が、郡山城を居城として一国人領主から戦国大名へと駆け上がった生涯を紹介しています。

安芸国高田郡図 正徳6年(1716)



川角山神社絵馬 蒸気船図  
安政2年(1855)

## 第3展示室

約350年の伝統をもつ子ども歌舞伎が行われるだんじり屋台を展示しています。



現代

## 第2展示室

安芸高田市の近現代史について、民俗資料を中心に展示紹介しています。



いろいろの間



公益財団法人 仙石庭園 登録ミュージアムマップ

敷地面積 約12,000坪 (40,000m<sup>2</sup>)

キャンプ場予定地  
(庭園南側にも予定地あり)

### ◎日本列島周辺のプレートと岩石の長い旅路

日本の周辺には4つのプレートがあり、そのうちのフィリピン海プレートと太平洋プレートは他のプレートの下に沈み込んでいる。深海で発生した火山類の放散虫からなるチャート、海底火山の爆発によりできる枕状溶岩、南半球由来の赤土が空中に飛り下りて固結した赤色泥岩などがこれらのプレートに乗り長い年月をかけて日本列島に運ばれてきた。

◎三波川帯の岩石  
西南日本を南北に  
分ける中央構造線の南側に  
隣接する地帯。太平洋で形成  
された岩石が地下で熱と圧力に  
より変化してきた片岩が多く産出  
その多彩な色と特徴的な縞模様から  
してしまった。

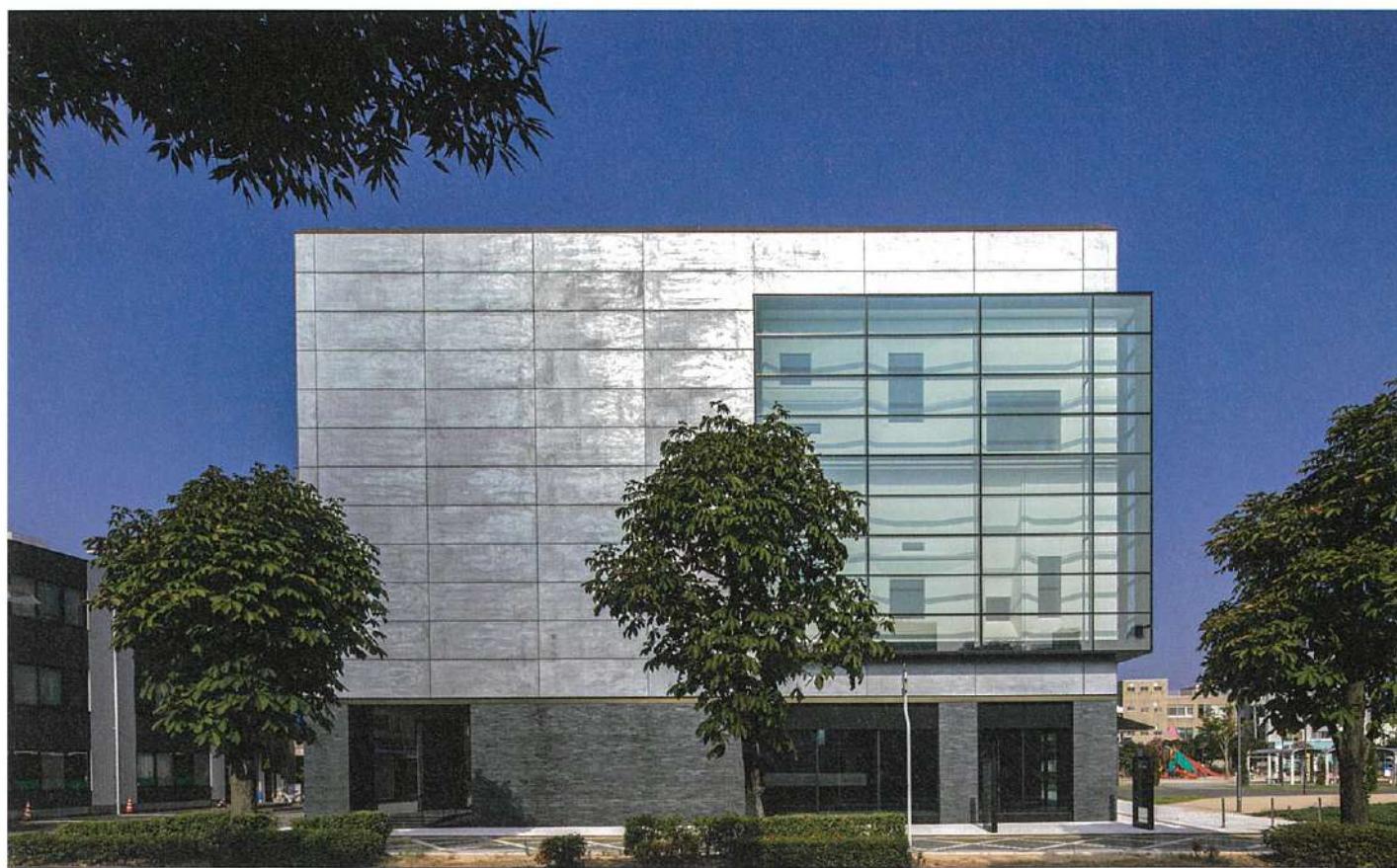




東広島市立美術館  
HIGASHIHIROSHIMA CITY MUSEUM OF ART

CONTENTS	
2	目次
3	はじめに
5	運営方針・沿革・利用案内・交通案内
6	各階案内
7	施設紹介
11	コレクション紹介
13	建築設備概要
14	展示設備概要





東広島市立美術館は、「人間と自然の調和のとれた文化の薫り高い学園都市」をめざす本市の芸術文化活動の拠点として、1979年6月1日、八本松の七つ池畔に開館しました。

当館は市立美術館としては広島県内で最も古い歴史を持つ美術館です。

この度、新しい美術館が2020年11月、本市中心部であり酒蔵地区や、東広島芸術文化ホール「くらら」が近接する西条の文化ゾーンへ移転オープンしました。

この美術館は、「暮らしとともににあるArt、生きる喜びに出会う美術館」をミッションに掲げ、4つの基本理念「鑑賞(優れた文化や芸術にふれる)」「育成(地域の文化や人をはぐくむ)」「創造(個性的な文化を創造し発信する)」「交流(人が集い、交わり、ひろがる)」に基づき美術館活動を行っていきます。

市民の暮らしと芸術文化の接点となり、東広島市独自の文化を醸成し、地域と世界へ繋がるプラットフォームとしての美術館になることを目指します。



The Higashihiroshima City Museum of Art opened on June 1, 1979. It was started as the base for art and culture activities in university town which has culture produced from the harmony of humans and nature. As a municipal art museum, the Higashihiroshima City Museum of Art has the longest history within Hiroshima Prefecture. The new museum building, which has a completely new design, opened in November 2020. The museum's locations have been moved to the Sakagura District in the heart of Higashihiroshima, as well as the Saijo Cultural Zone, which is near Higashi Hiroshima Arts & Culture Hall Kurara. The new museum has four basic principles to promote its mission, which is "Art in Our Daily Lives: A Museum Where You Can Encounter the Joy of Living." The museum conducts activities based on these four principles, which are the following: Appreciation (Experiencing superior culture and art), Development (Nurturing local culture and people), Creation (Creating unique culture and sharing it), Exchange (People gather, form friendships, and expand their social circles). The Higashihiroshima City Museum of Art aims to become a platform for connecting people's lives to art and culture, developing the unique culture of Higashihiroshima City, and connecting the local region with the world.



## 基本理念 Principles

ふれる  
鑑賞  
Appreciation

優れた文化や芸術にふれる  
Experiencing superior culture and art

はぐくむ  
育成  
Development

地域の文化や人をはぐくむ  
Nurturing local culture and people

つくる  
創造  
Creation

個性豊かな文化を創造し発信する  
Creating unique culture and sharing it

つなぐ  
交流  
Exchange

人が集い、交わり、広がる  
People gather, form friendship and expand their social circles

## 沿革

昭和53年	大久保博氏が美術館を建設し、東広島市に寄贈
昭和54年	東広島市立美術館開館
昭和61年	2階の増設工事が完了し、落成を記念して「大久保博遺作展」を開催
昭和63年	「第1回東広島市美術展」開催
平成11年	「東広島市立美術館20年のあゆみ展」開催
平成22年	東広島市立美術館開館30周年記念展
	「コレクションで振り返る東広島市立美術館の30年」開催
平成28年	「東広島市美術館建設基本構想・基本計画」を策定
	設計者に「香山・大旗(仮称)東広島市立美術館設計共同体」を選出
平成30年	本体工事着工
令和元年	竣工
令和2年	開館

## 利用案内

■開館時間 9:00-17:00 (入館は16:30まで)

■休館日 月曜日(祝休日の場合はその直後の平日) 年末年始

■観覧料 一般300円(240円) 大学生200円(160円)

※( )内は20名以上の団体 ※高校生以下は無料

※特別展観覧料は展覧会ごとに設定しますので、お問い合わせください。

□後期高齢者医療被保険者証・身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けられている方は、無料で入館いただけますので、受付で各手帳等をご提示下さい。また、介護者につきましては、観覧料が無料になる場合がございますので、受付でご確認下さい。

## Opening Times and Admission

■Opening Hours 9:00 a.m. – 5:00 p.m. (Entrance until 4:30 p.m.)

■Closed on Mondays (If Monday falls on a national holiday or other off day, the museum will be closed the following day.) Year-end and New Year periods.

■Admission General – 300yen(240 yen) University students – 200yen(160 yen)  
\*Prices in parentheses are for groups of more than 20.  
\*High school students or younger get free admission.  
\*Special exhibitions each have their own set admission fees.  
Please inquire before entering.

□ Admission is free for those who have been issued Elderly Medical Insurance Certificates, Physical Disability Certificates, Medical Treatment and Education Handbook, or Mental Disability Certificates. Please present your certificate or handbook at reception. Caregivers may also be able to receive free admission. Please confirm at reception to see if you are eligible.

## 基本方針 Missions

優れた文化や芸術にふれる  
Experiencing superior culture and art

世界をつなぎ、まちをつくる美術館  
To connect with the world and work for the future of the city

創造し参加体験する美術館  
To engage people with art and hands-on experiences

連携・交流する美術館  
To encourage the gathering and interaction of people

## History

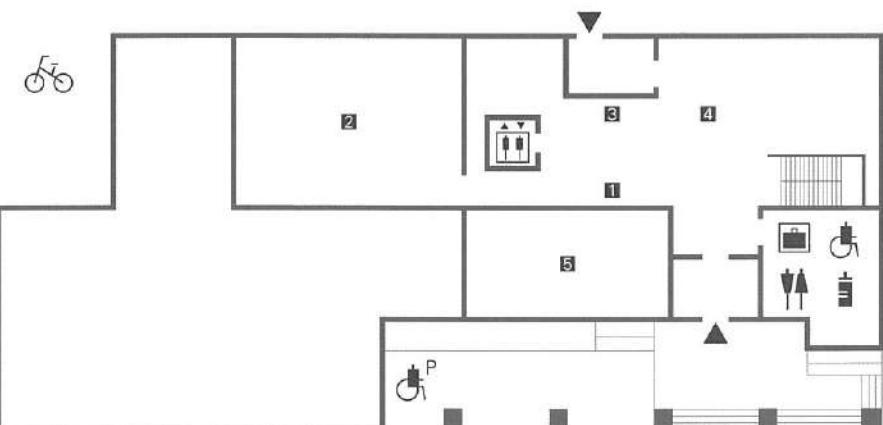
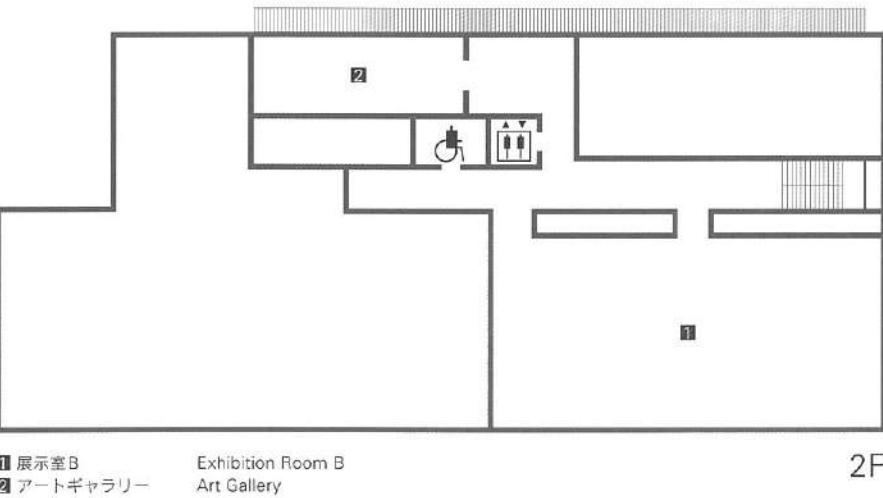
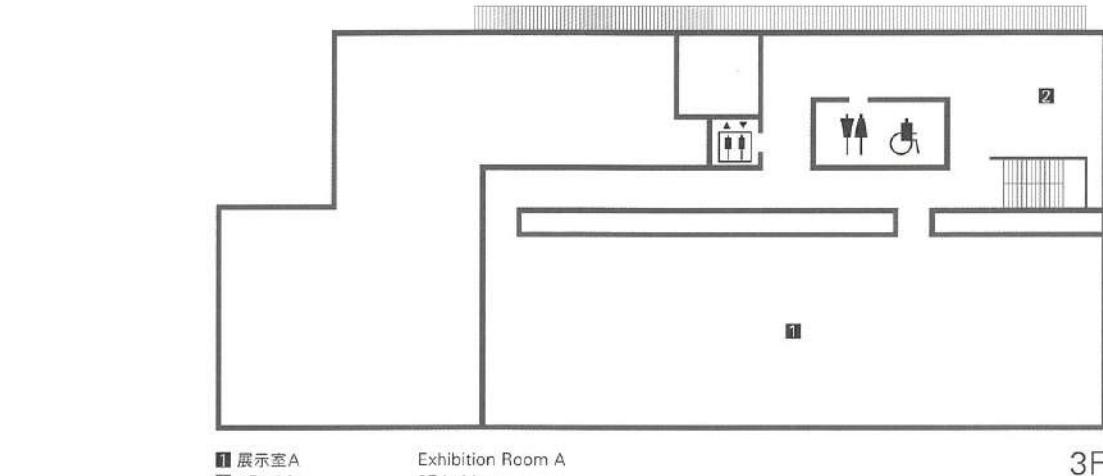
1978 : Mr. Hiroshi Okubo built the art museum and donated it to Higashihiroshima City  
1979 : It was opened as a city museum  
1986 : To commemorate the completion of the second floor construction,  
"Exhibition of Posthumous Works of Hiroshi Okubo" was held.  
1988 : "1st Higashihiroshima City Art Exhibition" was held.  
1999 : "20th Anniversary Exhibition" was held.  
2010 : "30th Anniversary Exhibition to Reflect on the Museum History" was held  
2016 : Basic Concept and Action Plan of Higashihiroshima City Museum were drawn up  
Koyama・Oki (provisional name) Higashihiroshima City Art Museum Design Entity was nominated as a designer.  
2018 : The construction started.  
2019 : The construction was completed.  
2020 : The museum was opened.

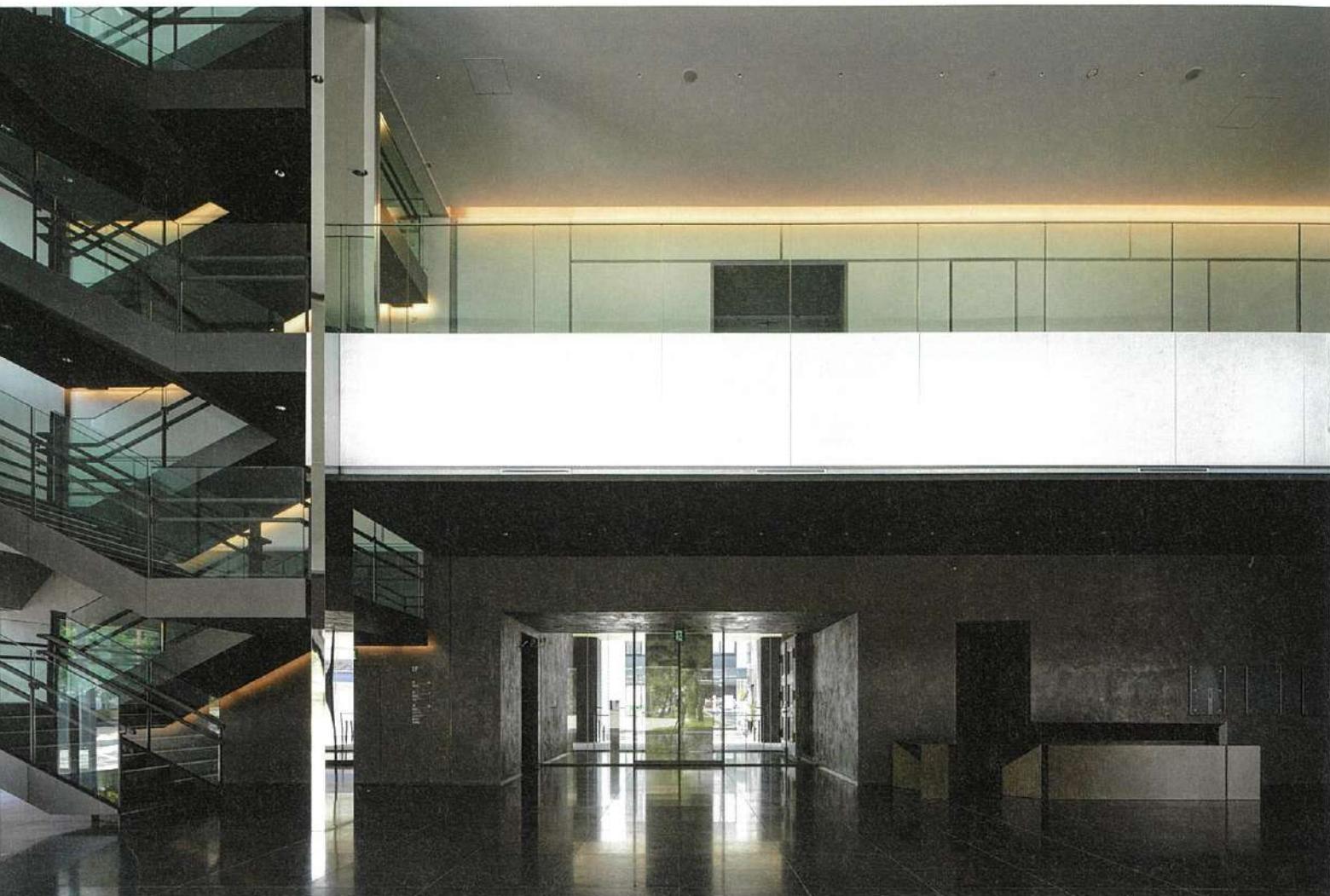
## 交通案内



## Access

- Train JR Saito Station – around 400 meters (a 10 minute walk)  
JR Higashihiroshima Station (Sanyo Shinkansen) – Take the bus headed to Saito Station and get off at the Chuo Koen-mae stop. The museum is close to the stop.
- Bus Take the Saito city area circulation bus (called Non Bus) to Chuo Koen-mae. The museum is close to the stop.
- Car About 7 minutes from the Saito IC on the Sanyo Expressway.  
\*There is no parking lot in the museum. If you are visiting the museum by car, please use a parking lot in the neighborhood.





1階ロビー・総合受付・ミュージアムショップ

1階ロビーには、総合受付・ミュージアムショップを設置予定です。

総合受付では観覧券の販売を行います。

ショップでは展覧会図録、ポストカードといった館オリジナルグッズ等の販売を行います。

1F Lobby - Central Reception - Museum Shop

On the 1st floor lobby, a central reception and a museum shop are planned to be installed. Admission tickets are purchased at the central reception.

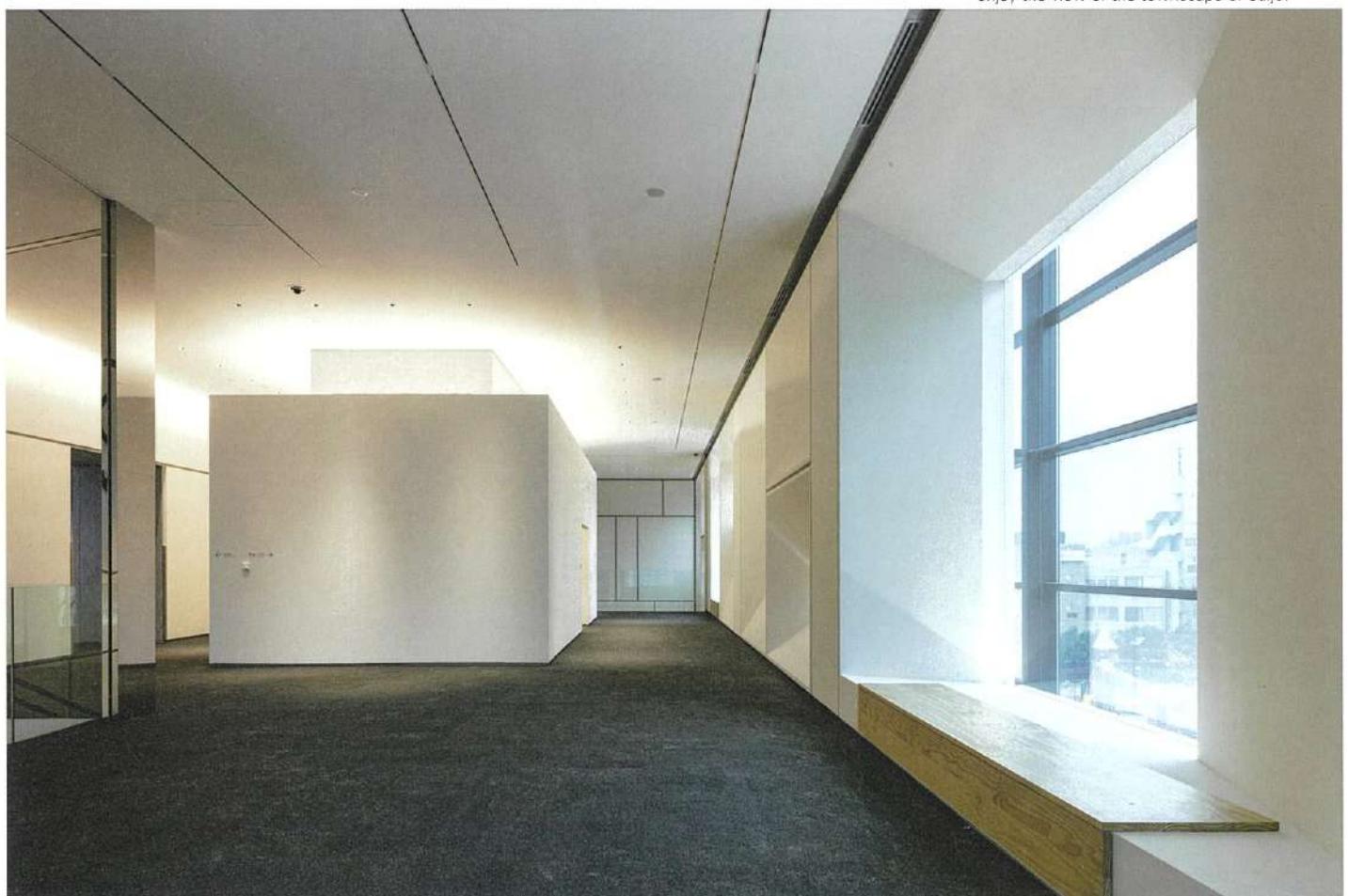
At the museum shop, original items such as exhibition catalogues and postcards are on sale.

## 【旧美術館扉・欄間】

市内黒瀬町出身の故大久保博氏が旧美術館を建設・寄附した際、東京都美術館旧館で使われていた扉及び欄間を移設しました。新美術館では南口の風除室に設置しています。

[Door and Ranma Transom Window from the Old Museum]

When the late Hiroshi Okubo, a native of Kurose-cho in Higashihiroshima City, constructed and donated a building to the old museum when it opened, he brought over and installed a door and ranma transom window which were used at the original building of the Tokyo Metropolitan Art Museum. These are now installed in the south windbreak room in the new museum building.

2Fロビー  
2F Lobbyロビー階段  
Lobby Stairs

3階ロビー

公園に面した窓側には木のベンチが設置されており、窓から西条の街並みを一望できます。

3F Lobby

Some wooden benches are equipped along the windows facing the park. Please have a seat to enjoy the view of the townscape of Saijo.

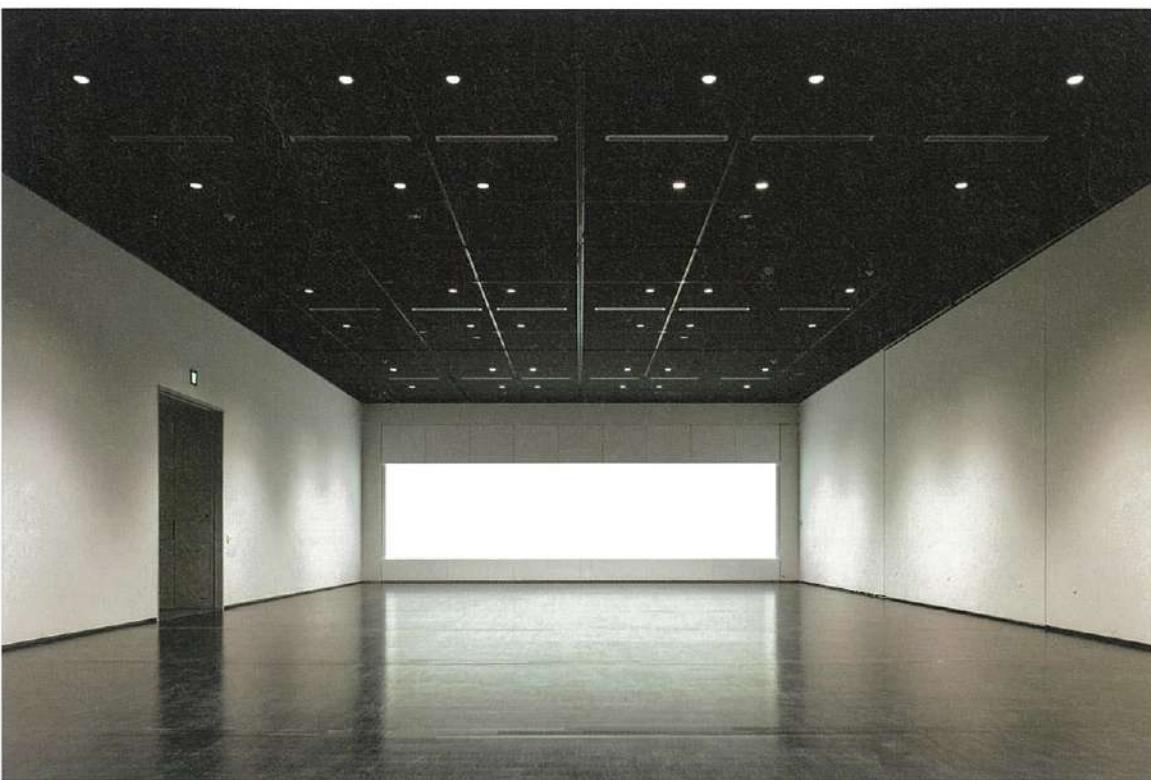


展示室 A

自主企画展や全国規模の巡回展など、さまざまなテーマの特別展を開催します。

Exhibition Room A

Various special exhibitions, such as ones which are planned by our museum and display artworks traveling nationwide, are held.



展示室 B

特別展のほか、コレクション展を中心に開催します。

Exhibition Room B

Besides special exhibitions, some themed collections are displayed.



アートギャラリー

市民の皆さまの芸術活動の発表の場としてご利用いただけるギャラリーです。

Art Gallery

Citizens are free to use the gallery for art activities, such as their own exhibition space.



アートスペース

展覧会に関連したイベントや創作体験ができる場としてご利用いただけるスペースです。

Art Space

Please make use of the space for events related to exhibitions and hands-on activities.



一時保管庫

Temporary Storage



収蔵庫

Storage



搬入口

Entrance for loading



収蔵庫

Storage

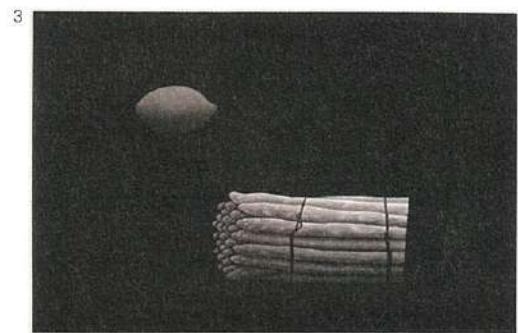
当館では「近現代版画」「現代陶芸」「郷土ゆかり」を中心とした収集活動を行っています。明治期以降の近現代版画コレクションは所蔵品の約7割を占めます。とりわけ日本の版画は、戦後の国際的な展覧会で受賞を重ね、非常に高い評価を受けてきました。当館では、版画の多様な表現を映し出しながら、系統的な収集を目指しています。

一方、東広島市は質の高い陶土が産出されることから中国地方を中心とする優れた現代陶芸作品を収集してきました。このほか、郷土が育んだ作家の作品を収集・活用することによって、市民が郷土ゆかりの美術と触れ合う機会を創出することは、地域に根ざした美術館が果たす大きな役割といえるでしょう。

Our ongoing artwork additions focus on contemporary block prints, contemporary ceramics and artworks related to the local community. Contemporary block prints produced since the Meiji Era (1868 – 1912) account for 70% of all the collection. Japanese block prints have won awards at various international competitions after the end of WWII and are highly valued. We try to make a systematic collection, searching for a wider range of artistic expressions.

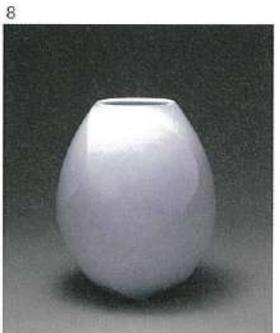
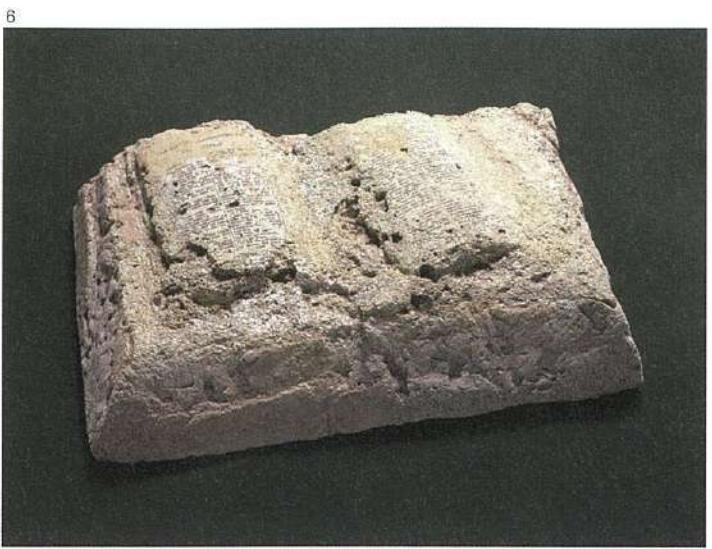
Higashihiroshima is rich in high quality ceramic clay. The museum also features a collection of excellent pieces of pottery of the Chugoku Region. Through our collection of local potters' works, citizens can feel close to the local culture. This is surely an important role of the art museum, which is rooted deeply in the community.

## 近現代版画



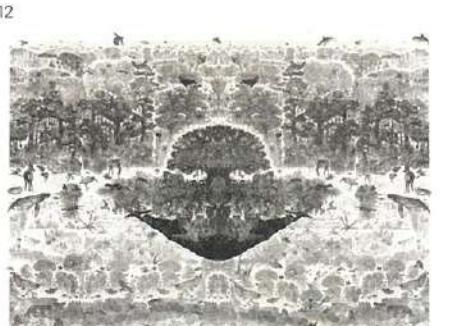
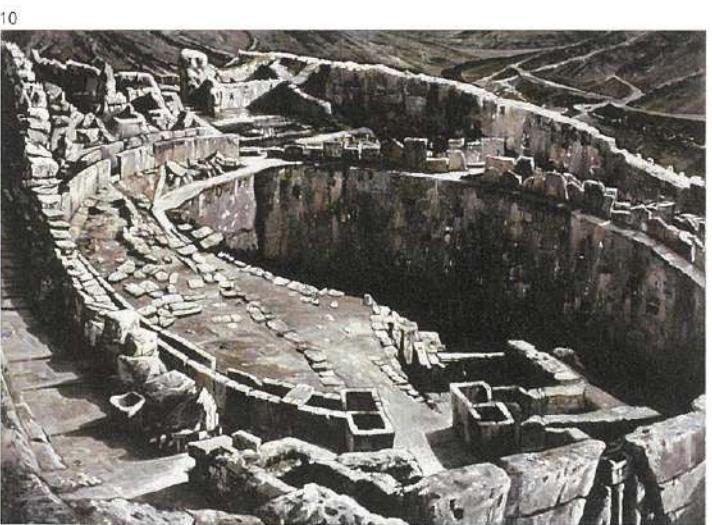
1 ジョアン・ミロ  
『LA MARCHANDE DE COULEURS』1981  
©Succession Miró/ADAGP, Paris & JASPAR, Tokyo, 2020 C2298  
2 山本鼎《ブルターニュの入江》1918  
3 浜口陽三《アスピラガス》1957  
4 永瀬義郎《抱猪》1915  
5 橋口五葉《化粧の女》1918

## 現代陶芸



6 荒木高子《砂の聖書》1997  
7 今井政之《象嵌彩窯変洋蘭花壺》1981  
8 前田昭博《白瓷捻面取壺》1999  
9 伊勢崎淳《般》1997

## 郷土ゆかり



10 難波平人《遺壙》1999  
11 木村芳郎《碧釉三稜壺》1992  
12 小林敬生《星の緑はまた昇る》2012-

## ■ 建築設備概要

建築物名称	東広島市立美術館
所 在 地	東広島市西条塚町9番1号
敷 地 面 積	1,805 m <sup>2</sup>
建 築 面 積	1,385.86 m <sup>2</sup>
延 床 面 積	3,946.67 m <sup>2</sup>
階 数	地上3階
最 高 高 さ	21.372 m
構 造 種 別	鉄筋コンクリート造
建 築 主	東広島市
設 計	香山・大旗（仮称）東広島市立美術館設計共同体
施 工	建築：松井建設株式会社 機械設備：ダイダン・三共冷熱特定建設工事共同企業体 電気設備：大和・国土技建特定建設工事共同企業体

## ■ 建築仕上

外 壁	上層部：アルミキャストパネル (t=8) 低層部：レンガ積み (t=65) (中空積み工法) (一部アルミカットパネル)
-----	--

建 具	開口部：アルミ製建具・アルミ製カーテンウォール フッ素樹脂焼付塗装 出入口：スチール製建具 フッ素樹脂焼付塗装（一部レンガタイル貼り） 出入口（自動ドア）：ステンレス製建具 撤入口：銅製シャッター フッ素樹脂焼付塗装
-----	--

内 部	1Fロビー	床：御影石（ブラウンアンティーク）(t=20)
		壁：石膏ボード 左官仕上
2・3Fロビー	床：タイルカーペット 壁：石膏ボード 左官仕上	天井：石膏ボード 左官仕上
		天井：石膏ボード エマルジョンペイント（一部左官仕上）
展示室/ アートギャラリー	床：フローリング 壁：石膏ボード クロスペンキ	床：タイルカーペット
		天井：石膏ボード エマルジョンペイント
展示室	床：フローリング 壁：石膏ボード クロスペンキ	床：フローリング
		天井：石膏ボード エマルジョンペイント
収蔵庫/一時保管庫	床：ブナフローリング (t=15) 壁：無機質系調湿板 (t=13)	床：ブナフローリング (t=15)
		天井：調湿ロックウール吸音板 (t=12)

## ■ 機械設備概要

空調換気設備			
熱 源	空冷ヒートポンプモジュールチラー	50HP×5台	
機 器	空気調和器（ユニット型）	4系統	
	空気調和器（天吊型）	9系統	
	外調機	2系統	
	換気送風機	3系統	
	空冷ヒートポンプパッケージ	12系統	
	ファンコイル	2台	
	全熱交換機	7系統	
	床張房設備	1系統	
換 気	給気送風機	6系統	
	排気送風機	15系統	
	エアフローウィンドウ送風機	6台	
	排煙送風機	1系統	
	ハロン排出用送風機	5系統	

## ■ エレベーター設備

客用エレベーター（1号機 乗用）	制 御 方 式	機械室レスインバーター制御方式
	積 載 荷 重	1,000 kg 15人乗
自動火災報知	定 格 速 度	60 m/min
	戸開閉方式	2枚両引き
自動火災報知	停 止 階	1・2・3階 (3力所)
搬出入用エレベーター（2号機 人荷共用 / 非常用エレベーター）	制 御 方 式	インバーター制御方式
	積 載 荷 重	3,650 kg 54人乗
自動火災報知	定 格 速 度	60 m/min
	戸開閉方式	3枚片引き
自動火災報知	停 止 階	1・2・3階 (3力所)

## ■ 情報設備

無線 LAN サービス設備	東広島 FREE Wi-Fi (ロビー、展示室、アートスペース)
---------------	-------------------------------------

## ■ セキュリティー設備

防 火	複合受信機GR型集中監視 表示方式 10.4インチカラー液晶パネル 表示回線 209 (自火報、防火戸、シャッター、防排煙、屋内消火栓、ハロン消火) 副受信機
防 犯	機械警備システム一式 入退出管理システム（非接触カードリーダー） 監視カメラ、防犯センサー

## 展示設備概要

## ■ 電気設備概要

強電設備	
電 力 引 达	3相3線 6.6kV 1回線受電
受 变 電	屋外キューピタル式受配電盤（屋上）
変 压 器 容 量	1,000 kVA (3相 800 kVA, 単相 200 kVA)
非 常 用 電 源	発電機 ディーゼル発電機 200 kVA
	始動方式 セルモーター始動式
	燃 料 A重油
	燃料タンク キューピタル式燃料タンク
	容 量 1,950 L
	非常時 40時間以上運転可能
照 明	LED 照明 展示室 / 調光・調色照明システム

弱電設備	電話交換機（60回線 - 実装35回線） 業務用放送アンプ 容量180W 回線数 20回線 - 実装19回線 チャイム、ラジオチューナー内蔵 CD、USB、SDカード対応 マルチリモートマイク（受付カウンター、警備員室） ローカル放送用スピーカー設置（ロビー、アースペース）
テレビ共 聴	地上波デジタル BS/CS
インターホン	業務用インターホン設置 来館者用：南・北エントランス - 事務所・警備員室 職員用：職員エントランス - 事務所・警備員室
呼 出 表 示	多目的トイレ呼出表示 表示器：事務所、警備員室各5席
自 動 火 災 報 知	GR型受信機 510 アドレス - 実装143アドレス
雷 保 護	避雷導線 保護レベルII

## ■ 展示環境

照 明	展示室 A	調光調色ベースダウンライト 調光 1~100 % 調色 2,700K ~ 6,500K 無線信号制御方式（制御用タブレット） スポット照明用ライティングダクト
展示室 B	調光調色ベースダウンライト 調光 1~100 % 調色 2,700K ~ 6,500K 無線信号制御方式（制御用タブレット） スポット照明用ライティングダクト	

## ■ 展示室仕様

室 名	有効最大長 (固定 + 可動)	天井高 (展示面)	ケース長 (有効)	ケース面積 (有効)	積載荷重	床 材
展示室 A	195.3 m	4.7 m	9.8 m	11.0 m <sup>2</sup>	360 kg/m <sup>2</sup>	フローリング
展示室 B	116.1 m	4.5 m	9.8 m	11.0 m <sup>2</sup>	360 kg/m <sup>2</sup>	フローリング
アートギャラリー	27.6 m	3.4 m	-	-	360 kg/m <sup>2</sup>	フローリング

## ■ 備品概要

展示ケース	施 工 型	エアタイト方式 高透過ガラス (t=12) 内開きフラット扉 調湿ボックス（循環ファン）付 LED照明（調光色度：0~100% / 2,700 ~ 5,000K） LEDスポットライト照明（調光：0~100% / 3,000K）
置 型	エアタイト方式 900Wx900Dx2,100H	12 台（内、免震ケース 4 台）
	900Wx900Dx2,100H	3 台（内、免震ケース 1 台）
	1,800Wx900Dx2,100H	3 台
	1,800Wx750Dx900H	3 台
	2,600Wx1,200Dx2,700H	3 台
	ノンエアタイト方式 1,500Wx600Dx950H	6 台
設 置 枚 数	展示室 A 3,600Wx4,700D 12 枚 1,800Wx4,700D 4 枚	
	展示室 B 3,600Wx4,500D 8 枚 1,800Wx4,500D 2 枚	
絵画ラック	栗台吊下げ式 3,080Wx4,500D 17 台	

